

「電気通信事業におけるサイバー攻撃への適正な対処の在り方に関する研究会」

ワーキンググループ第5回議事要旨

1. 日 時：平成 27 年6月30日(月)15:00～17:00
2. 場 所：総務省 11 階 1101 会議室
3. 出席者：
 - (1) 構成員
穴戸主査、森主査代理、衛藤構成員、木村構成員、小山構成員、丸橋構成員、村主構成員
 - (2) 説明者
NTT コミュニケーションズ株式会社 土沼氏
 - (3) 総務省
吉田消費者行政課長、赤阪情報セキュリティ対策室長、藤波消費者行政課企画官、中村情報セキュリティ対策室調査官、戸取消費者行政課課長補佐、堀川情報セキュリティ対策室課長補佐
4. 議事要旨：
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ① 議題の追加について
冒頭、事務局より、IP 電話等の不正利用による利用者への被害の発生を受け、IP 電話の不正利用への対策を本ワーキンググループにおける議題に追加することについて提案を行い、了承された。
 - ② 資料説明
議題の追加を受け、NTT コミュニケーションズ株式会社土沼氏より、資料1に基づき国際通話不正利用の現状と対策について説明が行われ、事務局より資料2に基づき IP 電話等の不正利用への対策(案)について説明が行われた。その後、事務局より資料3に基づき、これまでの議論をとりまとめた「第二次とりまとめ(案)」について説明が行われた。
 - ③ 質疑応答
説明者及び事務局による説明を踏まえ、質疑応答が行われた。主なやり取りは以下のとおり。

【IP 電話等の不正利用対策について】
 - ・ 正規の利用者以外の者が利用していた蓋然性が高い場合における国際電話の利用休止について、通信先の相手国や発信元 IP アドレスを分析する行為や利用休止の措置を行うことは、通信の秘密を侵害するものであるということをもまず明記した方が良い。
⇒検知のやり方は事業者によって異なる部分があるため、通信の秘密の侵害の態様・程度は異なってくると思われるが、いずれにせよ通信の秘密の侵害のおそれがあることについては整理する。
 - ⇒違法性阻却事由のうち、目的の正当性、行為の必要性については問題ないと思うが、手段の相当性について、発信元 IP アドレス等まで確認することも手段として相当であるということをしっかり理屈づけした方が良い。

- ・ 今回取りまとめる内容について通信事業者等に対して要請を行うということだが、この要請が出ると通信事業者等としてどのような対応が求められることになるのか。
⇒取りまとめた対策案を含めた適切な対応を行っていただくのが望ましいということに関係団体に要請し、これについて報道発表を行いたい。
⇒通信の秘密の整理をしていただけると安心して対処が出来ると思う事業者もいれば、被害を受けていない中で、こういった運用を行うのは負担が大きいと考える事業者もいるので、不正利用の実情に応じた取扱いにしていいただければ。
- ・ 資料2に書かれた対策というものは、現に事業者で行われているところもあるかと思う。これまで何もやってこなかったということではなく、従来も対策をとっている事業者もいるという書きぶりをしていただければ。また、関係者間の情報共有をしっかりといただくとともに、ハードウェアのメーカーや所管省庁でも対策をやっていく必要があるということをしかり出るようにしていただければ。
- ・ 当該特定国宛ての発信一般を一時的に休止するとなると、かなり熾烈な手段であるので、かなり強い必要性なり相当性なりが要求されるということを意識した上で整理した方が良い。他の対策と同じ並びで認められる性質のものではないので、認めるにしても不正利用がはっきりと明白であるといった書きぶりを工夫してもらえれば。
- ・ 特定の国宛ての通信を遮断するという点について、こういった規制を悪用して意図的に特定の国宛ての不正利用を大量発生させ、特定国宛ての通信を遮断させることも可能になるのか。
⇒我が国との関係が極めて少ない国について、理論的にはゼロではないが、仮に1つの事業者が止まっても他の事業者や携帯電話網が空いていることはあり得るので、全ての通信が遮断されることはないと思う。

【第二次取りまとめについて】

- ・ なりすまし防止を正当業務行為として目的の正当性を認める整理をするとなると、それが事業者に求められることになるし、通信事業者として頑張らなければならないということになると思うが、この点について事業者としての認識を伺っておきたい。
⇒事業者としては、正規の利用者と正規の利用者以外の者を判別するといったことを常時求められると困難であるが、なりすましが疑われる場合にそれを防止する行為は正当業務行為として認めてよいと思う。
⇒事業者として、利用者に対して貢献する気持ちを持つべきというスローガ的なものとしては理解できるが、なりすまし防止を積極的にやっていない事業者が問題であるということもないのではないか。
⇒事業者の方で色々対策を打っていくときに、事業者が実際に動きかけは消費者保護ということが前面に出ることが多いので、その点をもう少しわかりやすく書いても良いかと思う。

(3) 閉会

今回の議論を踏まえた、IP電話等の不正利用対策(案)及び第二次取りまとめ(案)の修正等については、宍戸主査に一任された。また、修正後の内容について、次回の第4回親回りに報告する旨、事務局から説明が行われた。

以上